

令和7年度高槻市水害・土砂災害ハザードマップ更新業務委託

業務仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、高槻市（以下、「発注者」という。）が受注者（以下、「受注者」という。）へ委託する「令和7年度高槻市水害・土砂災害ハザードマップ更新業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条 業務の目的

水防法及び土砂災害防止法に基づき、最新の水害・土砂災害リスクを周知するため、「高槻市水害・土砂災害ハザードマップ」（2021改訂版（2024一部更新））の更新版原稿を作成することを目的とする。原稿については、先進事例等も参考に、本市のリスク情報や地形等を考慮した最適案を提示し、印刷可能なものとする。

第3条 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

第4条 準拠する法令等

本業務は、本仕様書及び設計図書によるほか、以下の関係法令等に準拠し実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 大阪府地域防災計画
- (4) 高槻市地域防災計画
- (5) 高槻市避難情報判断・伝達マニュアル（水害・土砂災害）
- (6) 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室）
- (7) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）
- (8) 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定、令和4年9月更新 内閣府）
- (9) 高槻市個人情報保護条例（昭和61年 高槻市条例第41号）
- (10) その他関係法令等

第5条 管理・照査技術者

- 1 管理技術者は、技術士（建設部門-河川・砂防及び海岸・海洋）を有し、過去3年以内に、マップ作成を目的として、地方公共団体の発注による、ハザードマップ作成業務実績を持つものとする。
- 2 照査技術者は、本業務にて構築するデジタルデータの品質管理等を目的として、公益社団法人日本測量協会が認定する「空間情報総括監理技術者」の資格を有するものを選任するものとする。

第6条 提出書類

本業務を実施するに当たり、受注者は下記の書類を作成し提出するものとする。

(1) 契約締結後に提出するもの

- ①着手届
- ②管理技術者及び照査技術者届（経歴書含む。）
- ③業務委託料内訳書
- ④業務工程予定表
- ⑤業務計画書
- ⑥情報セキュリティマネジメントシステム登録証（写し）
- ⑦プライバシーマーク登録証（写し）
- ⑧その他必要と認め指示したもの

(2) 業務完了後に提出するもの

- ①完了届
- ②業務月報
- ③請求内訳明細書
- ④引渡書
- ⑤その他必要書類

尚、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

第7条 資料の貸与

- 1 発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与出来るものとし、受注者は貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するものとする。
- 2 業務終了後は、速やかに発注者に返却するとともに、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第8条 協議打合せ

- 1 業務の実施にあたって、受注者は発注者と密接な連絡をとり、連絡事項を記録し、協議打合せの際に相互に確認しなければならないものとする。
- 2 業務の着手時及び主要な区切り時において協議打合せを行うものとし、受注者はその内容を記録し、相互に確認しなければならないものとする。

第9条 成果品の検査・納品

- 1 受注者は、業務完了時に発注者の成果品検査を受けなければならないものとし、成果品検査において訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならないものとする。
- 2 成果品検査に合格後、本仕様書に指定されている成果品一式を納品し、発注者の検査をもって業務の完了とする。

第10条 成果品の瑕疵

業務終了後、受注者の過失または粗漏に起因する不良箇所が確認された場合、発注者が必要と認める補足訂正及びその他必要な作業は受注者の負担で行うものとする。

第11条 成果品の帰属

本業務における成果品は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。但し、受注者が成果品の作成に当たって開発した処理プログラムについては受注者に帰属するものとする。

第12条 秘密の保持

- 1 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについて、個人情報保護法によるほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はJISQ15001（プライバシーマーク）に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規定を設けていることを受注条件とする。

第13条 内部通報に関する制度

受注者又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者は、本業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反する恐れのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。また受注者は契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

第14条 環境方針の周知

受注者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

第15条 疑義

本仕様書および設計書に定めなき事項およびその内容の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行い、決定するものとする。

第2章 業務内容

第16条 業務概要

本業務における業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備	1式
(2) 資料収集整理	1式
(3) 避難情報判断・伝達マニュアル等検討用資料作成	1式
(4) 防災関連情報の修正	1式
(5) ハザードマップ原稿作成	1式
(6) ホームページ用データ作成	1式
(7) 報告書作成	1式
(8) 打合せ協議	1式

第17条 計画準備

本業務の目的、主旨をよく把握し、本仕様書に基づき業務方針を立案し、業務の内容、工程、配置技術者等を示した業務実施計画書を作成するものとする。

第18条 資料収集整理

- 1 本業務の実施にあたり必要となる資料として、芥川洪水氾濫シミュレーション結果（浸水想定区域図）及び雨水出水浸水想定区域図の資料を収集・整理する。
- 2 他自治体のハザードマップを収集し、水害リスクと避難情報の記載方法を比較・整理するものとする。

第19条 避難情報判断・伝達マニュアル等検討用資料作成

- 1 開設避難所等の検討を行うため、浸水想定区域図と129カ所全ての避難所を重ね合わせた図面を下表記載内容のとおり作成すること。
- 2 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域と129カ所全ての避難所を重ね合わせた図面を下表記載内容のとおり作成すること。

	種別	記載内容
(1)	全体図	共通記載内容のみ
(2)	淀川	淀川（L2）
(3)	安威川	安威川（L2）
(4)	芥川	芥川（L2）
(5)	女瀬川	女瀬川（L2）
(6)	檜尾川	檜尾川（L2）
(7)	水無瀬川	水無瀬川（L2）

	種別	記載内容
(8)	土砂災害	土砂災害警戒区域
(9)	広域避難淀川 その1	・淀川（L2）、芥川、女瀬川、 檜尾川、水無瀬川（L1）、 土砂災害警戒区域
(10)	広域避難淀川 その2	・淀川、安威川、芥川、 女瀬川、檜尾川、水無瀬川 （L2）、土砂災害警戒区域

共通記載内容	町丁目界、町丁目名称、指定避難場所129か所（名称も記載）
--------	-------------------------------

3 指定避難所における浸水深及び土砂災害警戒区域の影響調査を行い、整理すること。

なお、浸水深は建物（小学校は体育館のみ）にかかる最大値、土砂災害は避難所敷地内に土砂災害警戒区域がかかるかどうかについて確認すること。

【調査対象】

淀川（L2）、安威川（L2）、芥川（L2）（L1）、女瀬川（L2）（L1）、檜尾川（L2）（L1）、水無瀬川（L2）（L1）、土砂災害警戒区域の11区分

第20条 防災関連情報の簡易修正

1 過年度に作成された水害・土砂災害ハザードマップ防災関連GISデータ(shp形式)をもとに、発注者が指示する箇所を対象に更新するものとする。

防災関連情報の項目

分類	項目	内容	分類	項目	内容
浸水情報	洪水浸水区域	河川別・府管理河川重ね合わせ、浸水深ランク別	施設情報	防災行政無線（モーターサイレン）	位置、名称
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	河川別・府管理河川重ね合わせ		臨時ヘリポート	位置、名称、住所、管理者、電話番号、幅×長さ
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	河川別・府管理河川重ね合わせ		救援拠点病院	名称、住所、位置、電話番号
	内水浸水想定区域	浸水深ランク別		応急救護所	名称、住所、位置、電話番号
施設情報	緊急避難場所	名称、位置、所在地、電話番号、対応災害		河川監視カメラ	位置、名称
	避難所兼緊急避難場所	名称、位置、所在地、電話番号、対応災害		河川警報装置	位置、名称
	台風等初期避難場所	名称、位置、所在地、電話番号、対応災害		土のうステーション	位置、設置箇所名、住所、地区名
	警察関連施設	本署・交番の名称、住所、位置、電話番号		鉄道	位置、名称、種別
	消防関連施設	本署・出張所の名称、住所、位置、電話番号、種別		高速道路	位置、名称、種別
	水防関連施設	水防倉庫名称、住所、位置		緊急交通路	位置、種別
	雨量観測所	名称、位置		駅	名称、位置、種別
	水位観測所	名称、河川名、位置	危険箇所情報	土砂災害警戒区域	急傾斜地、土石流、地すべりの種別
	防災行政無線（屋外スピーカー）	位置、名称		土砂災害特別警戒区域	急傾斜地、土石流の種別
				アンダーパス	位置、名称、住所

第21条 ハザードマップ原稿作成

- 1 ハザードマップ更新版は、以下の仕様を基本とするが、市民の避難行動が速やかに誘導されるよう、本市のリスク情報や地形等を考慮した構成に見直し、作成するものとする。

【更新版基本仕様】

情報面：冊子（40頁程度）

マップ面：大判図6枚程度（A1サイズ、縮尺 1/15,000程度）

河川ごとの浸水想定区域図（6河川）、重ね合わせ図、雨水出水浸水想定区域図を記載

- 2 マップ情報は、外水はん濫（芥川流域）及び内水はん濫を対象に更新するものとする。合わせて、土砂災害警戒区域等についても、最新情報へと更新すること。
- 3 啓発情報は、発注者の指示により情報を更新するものとする。
- 4 ハザードマップ原稿案の提案内容をまとめた説明資料を作成すること。
- 5 最終案の印刷原稿はイラストレーター（A1形式）にて作成し、PDF版もあわせて作成するものとする。なお、使用权は発注者に属するものとする。

第22条 ホームページ用データ作成

- 1 ハザードマップの住民への周知を図るため、インターネット公開用の電子データを作成するものとする。データの作成はPDF形式によるほか、本市ホームページのわが街高槻ガイドへの掲載も視野に入れ、作成すること。
- 2 多言語版の翻訳対象は大判図とし、翻訳言語は英語とする。なお、大判図はホームページ用データとして利用するためPDF形式データを作成することとし、詳細については発注者と協議すること。
- 3 情報・学習編において、視覚障害者に配慮したホームページのテキスト案を作成すること。

第23条 報告書作成

作成方針およびハザードマップ作成にあたっての前提条件を整理するとともに、検討経緯等も含め、業務内容について総合的にとりまとめを行うものとする。

第24条 打合せ協議

- 1 本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間時（1回）、完了時の計3回とする。但し、発注者が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。
- 2 また、中間打合せは、発注者と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。
- 3 受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し、発注者の指示を受けなければならないものとする。

第3章 成果品

第25条 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- | | |
|--|----|
| (1) 水害・土砂災害ハザードマップ原稿（電子データはAI形式、PDF形式の2種類） | 1式 |
| (2) 避難情報判断・伝達マニュアル検討用図面（下表参照） | 1式 |
| (3) 避難所における浸水深および土砂災害警戒区域影響調査（Excel形式） | 1式 |
| (4) 防災情報GISデータ（Shape形式） | 1式 |
| (5) ハザードマップ原稿提案内容説明資料（PDF形式） | 1式 |
| (6) 業務報告書（A4判、チューブファイル、電子データ） | 1部 |
| (7) その他協議により必要と認められたもの | 1式 |

避難情報判断・伝達マニュアル検討用図面

	種別	記載内容	備考
(1)	全体図	共通記載内容のみ	・紙面 1/20,000 【A0:2 枚】 ・解像度の高い PDF データ
(2)	淀川	淀川（L2）	・紙面 1/10000 程度 【A1:各 1 枚】 →浸水区域の拡大図面 ・紙面 1/20,000【A0:各 2 枚】 →市域全域ベースの図面 ・解像度の高い PDF データ
(3)	安威川	安威川（L2）	
(4)	芥川	芥川（L2）	
(5)	女瀬川	女瀬川（L2）	
(6)	檜尾川	檜尾川（L2）	
(7)	水無瀬川	水無瀬川（L2）	
(8)	土砂災害	土砂災害警戒区域	
(9)	広域避難淀川その 1	・淀川（L2） ・芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川（L1） （※安威川は浸水なし） ・土砂災害警戒区域	
(10)	広域避難淀川その 2	・淀川、安威川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川（L2） ・土砂災害警戒区域	

共通記載内容	町丁目界、町丁目名称、指定避難場所129か所（名称も記載）
--------	-------------------------------

浸水深区分は0.5m未満、0.5m以上3.0m未満、3.0m以上5.0m未満、5.0m以上とすること。

浸水深区分の着色は、町丁目界が確認できる透過度とし、見分けが付きやすい色とすること。

【個人情報取扱特記事項】

※本契約における適用除外項目：第7及び第14第2項

（基本的事項）

第1 受注者は、委託業務を行うに当たっては、受託者（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項第1号に掲げる者をいう。）として、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、個人情報の安全管理について、管理責任者の選任、個人情報保護責任者の指定等、内部における責任体制を構築するとともに、その体制を維持しなければならない。

（収集の制限）

第2 受注者は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第3 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止等）

第4 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、当該個人情報を記録した媒体の性質に応じたものとしなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第5 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（従事者の監督等）

第6 受注者は、委託業務に従事する者（派遣労働者を含む。以下「従事者」という。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修、教育等（情報システムを

使用する委託業務の場合は、その管理、運用及びセキュリティ対策に関するものを含む。)を実施しなければならない。

(個人情報の保護に関する誓約書)

第7 受注者は、従事者から個人情報の保護に関する誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。ただし、委託内容の性質上、発注者が誓約書の写しの提出を不要と判断したときは、この限りでない。

(従事者への周知、罰則の教示等)

第8 受注者は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、委託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、個人情報保護法及び番号法に規定する罰則の適用がある違反行為をした場合には、懲役又は罰金に処されることを教示しなければならない。

3 受注者は、従事者又は従事していた者が、前項の違反行為をしたときは、受注者に対しても罰金刑が科される旨を十分認識し、委託業務を処理しなければならない。

(作業区域等)

第9 受注者は、委託業務に係る個人情報を取り扱う場合は、発注者の管理権限が及ぶ区域で行わなければならない。ただし、クラウドサーバの使用等やむを得ず発注者の管理権限が及ぶ区域以外で個人情報を取り扱う必要があるときは、当該作業区域又は情報管理区域を限定するとともに、個人情報の保管施設の特定、入退室管理、警報装置の設置、耐震防火対策等、個人情報に係る安全対策を明確にした上で、事前に書面により発注者に申請し、その許可を得なければならない。

2 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前項の作業区域又は情報管理区域から個人情報を持ち出し、又はデータ移行をしてはならない。

(個人情報の授受等)

第10 受注者は、発注者との間で委託業務に関する個人情報を授受する場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者の定める受渡し記録簿により記録しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、委託業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、前項の規定により複写し、又は複製する場合は、その対象を必要最小

限に限るとともに、処理終了後は不要となった情報を発注者の指定する方法により速やかに消去しなければならない。

(記録媒体による成果物の表記)

第12 受注者は、個人情報記録された成果物を記録媒体で発注者に納品する場合は、ラベル等の表記について第三者が容易に識別できない措置を講じなければならない。

(情報システム等のセキュリティ対策)

第13 受注者は、委託業務において情報システム、電磁的記録媒体、電子メール等を使用して個人情報を取り扱う場合は、権限管理、アクセス制御、不正アクセスの防止、操作ログの取得、ウイルスチェック、暗号化、ファイヤウォールの設定、個人所有機器の使用制限、覗き見防止、バックアップその他情報の管理形態に応じたセキュリティ対策を講じなければならない。

(返還又は廃棄)

第14 受注者は、委託業務の終了時に、委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄若しくは消去を実施しなければならない。

2 受注者は、委託業務において利用する個人情報(特定個人情報を含むものに限る。以下この項において同じ。)の消去又は廃棄をする場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、委託業務において利用する個人情報の廃棄をする場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(再委託を行う場合における制限)

第15 受注者は、再委託先(派遣元事業主及び受注者の子会社を含む。)に個人情報を取り扱わせる場合には、複製の制限、セキュリティ対策、個人情報の滅失、毀損、漏えい等に係る報告、業務終了時における消去及び媒体の返還その他の個人情報の保護措置に関して、当該再委託先に対し同等の義務を負わせ、その遵守を監督する

旨の書面を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理に係る記録の整備)

第16 受注者は、従事者名簿、従事者への研修実施簿その他個人情報の適正な取扱いの事後検証に必要な記録を整備するものとする。

(立入検査等)

第17 発注者は、受注者が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この項において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者におけるこの個人情報取扱特記事項に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第18 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者への報告、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 発注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第19 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第20 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。



環境方針



基本理念

高槻市は、北摂連山の美しい山並みに恵まれ、淀川の悠久の流れに抱かれた自然豊かなまちで、私たちはその恩恵を受けています。

また、古くから京都と大阪を結ぶ要衝の地として栄え、数多くの貴重な遺跡や文化財も有しております。これら貴重な自然と文化の財産を、守り、育て、さらに、将来の世代まで引き継ぐことが重要です。

一方、私たちは日常生活や事業活動において、利便性や豊かさを求め、大量の化石エネルギーを消費しています。このことが、地球温暖化問題を深刻化させるとともに、生物の多様性が損なわれつつある状況を生み出しています。私たちは、この状況を深く受け止め、地域の環境はもとより、地球規模での良好な環境のあり方を考え、環境と共生した持続可能な社会の実現を目指し、取り組まなければなりません。

そこで、高槻市では、市民、事業者、行政の協働により、環境に配慮した施策を展開し、将来に良好な環境を引き継げる社会を形成します。

基本方針

将来に良好な環境を引き継げる社会を形成するため、以下の事項に取り組み、積極的な環境配慮を行います。

- 1 「第2次高槻市環境基本計画」を受けて定める「たかつき環境行動計画」に基づき、環境の保全及び創造に関する主体別及び協働の取組を推進します。
- 2 環境に関する法令や協定などを遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 3 環境目的・目標を定めて、計画的・効果的に環境負荷の低減を図ります。
 - (1) 「たかつきエコオフィスプラン」や「グリーンイベントガイドライン」に基づき、省エネルギー、省資源、リサイクルの取組を推進し、環境負荷の低減を図ります。
 - (2) 環境に配慮した公共工事を推進します。
 - (3) グリーン購入を推進します。
- 4 研修・訓練を通じ、全職員が環境方針を理解し、環境に配慮した日常活動を実践します。

平成24年4月1日

高槻市長 濱田 剛史